

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年8月28日(2008.8.28)

【公表番号】特表2008-506487(P2008-506487A)

【公表日】平成20年3月6日(2008.3.6)

【年通号数】公開・登録公報2008-009

【出願番号】特願2007-521977(P2007-521977)

【国際特許分類】

A 6 1 F 5/441 (2006.01)

A 6 1 F 5/445 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 5/441

A 6 1 F 5/445

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月4日(2008.7.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも、長手方向端部間に配設された最も大きな部分にわたって、ガス不透過性でかつ液体不透過性の材料(30)によって囲まれた細長いカラム(28)の形態の吸収性材料を有するタイプの、体液を採取するバックのためのガス抜きベントを備え、前記吸収性材料のある有効長のカラム(28)によって分離された、少なくとも1つの入口(38, 40, 42)と、少なくとも1つの出口を有するフィルタであって、少なくとも1つの前記入口(38, 40, 42)は、液体不透過性であるが、ガス透過性である疎水性材料(32)のシートによって外部環境から、完全に分離され、前記入口(38, 40, 42)に対向する前記シートの面は、前記体液に直接に接触可能であり、前記液体不透過性でかつガス透過性である疎水性材料(32')は、入口(39)に少なくとも近接して、前記ガス不透過性でかつ液体不透過性の材料(30')からある距離のところに維持されることを特徴とするフィルタ。

【請求項2】

前記ガス不透過性でかつ液体不透過性の材料(30)は、シートの形態であり、前記材料は、前記入口(38, 40, 42)と前記出口を除いて、全カラム(28)を覆うことを特徴とする請求項1に記載のフィルタ。

【請求項3】

1つの入口は、前記カラム(28)を通過する穿孔(42)と、前記カラムの両側の前記ガス不透過性でかつ液体不透過性の材料(30)によって少なくとも形成されることを特徴とする請求項1または2に記載のフィルタ。

【請求項4】

前記液体不透過性でかつガス透過性である疎水性材料(32)は、不織布、膜、さらに不織布と膜で形成されたラミネートの中から選択されることを特徴とする前記請求項のいずれか一項に記載のフィルタ。

【請求項5】

前記液体不透過性でかつガス透過性である疎水性材料(32')は、スペーサ部材(41)によって、前記ガス不透過性でかつ液体不透過性の材料(30')からある距離のと

ころに維持されることを特徴とする前記請求項のいずれか一項に記載のフィルタ。

【請求項 6】

前記入口は、多数の小さなオリフィスを備えることを特徴とする前記請求項のいずれか一項に記載のフィルタ。

【請求項 7】

前記カラムの穿孔と、前記ガス不透過性でかつ液体不透過性の材料(30)によって形成される複数の入口(38, 40, 42)とを備えることを特徴とする前記請求項のいずれか一項に記載のフィルタ。

【請求項 8】

優先的な折りゾーン(42)を備えることを特徴とする前記請求項のいずれか一項に記載のフィルタ。

【請求項 9】

優先的な折りゾーン(42)は、フィルタの長さを横切る方向の、細長い形状の穿孔(42)によって構成されることを特徴とする請求項7および8に記載のフィルタ。

【請求項 10】

ガス抜きベントを備えるフィルタを通して、外気と連通するタイプの、体液を採取するためのバッグであって、前記フィルタは前記請求項のいずれか一項に記載され、前記フィルタの出口は、バッグの外側限界からある距離のところにあることを特徴とするバッグ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

好みしくは、液体不透過性でかつガス透過性である疎水性材料は、不織布、膜、さらには不織布と膜で形成されたラミネートの中から選択される。不織布、膜、ラミネートは、親油性であることが望ましい。不織布と膜は、ポリプロピレンまたはポリエチレンで形成されることが望ましい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0044

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0044】

ガスの循環を可能にする、ガスに対して非常に透過性がある発泡体の層41は、有利には、たとえば、ポリウレタンまたはポリエチレンのオープンセルの発泡体である。発泡体の層41は、たとえば、ホットメルト接着剤によって、層41に隣接するシートの少なくとも1枚に接着によって固定されてもよい。発泡体の層41は、微細網状組織と同様な、ポリアミド格子によって補強されてもよい。オリフィスまたは39のようなオリフィスも発泡体内に発泡する可能性がある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0045

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0045】

発泡体の層は、2枚のシート30'、と32'、を互いから遠ざけるためと述べられたが、ガス透過性で疎水性のシートについての実際に有用な表面積の増加を許容する限り、任意の他の等価なスペーサ部材が使用されてもよい。